

## 郡上市薬剤師会 院外処方箋における事前合意プロトコル(ver.1.0)

1. 「院外処方箋における合意書」に基づき調剤をするにあたり、下記事項を遵守すること。
  - (イ) 患者に対し、変更内容や変更による費用の増減等の説明を必ず行い、同意を得ること。
  - (ロ) 処方医の指示やコメントを優先すること。
  - (ハ) 変更内容を処方医に速やかに必ず報告すること。
  - (ニ) 変更内容をお薬手帳に記載し、次回診察時に処方医に見せるよう患者に指導すること。
  - (ホ) 処方箋備考欄に「郡上市市民病院との事前合意による変更」と明記すること。
  - (ヘ) 麻薬については、本プロトコルの対象としないこと。
  - (ト) 本プロトコルの運用に際して、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則や生活保護法、厚生局の指導等を遵守して対応すること。

2. 上記の前提条件を全て満たし、かつ下記の(1)～(4)に該当する場合は、事前合意の締結により薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとし、変更調剤を可とする。

### (1) 一包化調剤

患者等の希望がある場合、あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合、医師からの一包化の指示が得られたものとして一包化調剤を行うことを可とする。ただし、「一包化不可」の指示がある場合を除く。

- ※1 外来服薬支援料2（旧：一包化加算）を算定する場合は、算定要件を満たしていること。
- ※2 服用方法および患者負担額について必ず患者へ説明し、同意を得てから調剤すること。
- ※3 各医薬品の安定性のデータに留意すること。

### (2) 残薬を確認した場合の処方日数および数量の変更

継続処方されている薬に残薬が確認された場合、残薬が生じた理由について患者と検討し、アドヒアランス向上のための対策を含めた指導を行うこと。その上で必要と判断した場合、処方日数および数量を変更して調剤することを可とする。外用薬、自己注射薬および注射針の本数の変更も含む。ただし、処方日数および数量をゼロにはしないこと。

- ※1 処方箋備考欄の「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において、いずれかの項目に✓がある場合、または処方箋の備考欄に医師の指示がある場合は、その指示を優先すること。
- ※2 処方日数および数量の変更は、短縮（減量）の場合に限る。
- ※3 災害時等を想定し、予備として薬を確保することを希望する場合は、その必要性和必要な日数（最小限）について患者と十分に話し合った上で、残薬に係る処方日数および数量の変更を行うこと。
- ※4 ビスホスホネート製剤等の「週 1 回」、「月 1 回」製剤が、連日投与のほかの処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化を含む（薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いであ